

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：平成30年2月9日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 木村架設工業	岩手県釜石市	H29. 5. 18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条 労働者派遣法第45条	車両系建設機械との接触防止措置（立入禁止措置、誘導員の配置）を講じていなかったもの	H29. 5. 18送検 H29. 9. 22有罪確定
大野造園	岩手県花巻市 東和町	H29. 5. 18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2 m以上で作業床を設けることが困難な作業において、墜落による危険防止措置を講じていなかったもの	H29. 5. 18送検 H29. 6. 29不起訴（起訴猶予）
(有) ローカルサービス	岩手県盛岡市	H29. 6. 13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を主たる用途以外の用途に使用したものの	H29. 6. 13送検
横山工業（株）	岐阜県可児市	H29. 9. 8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	72日間の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	H29. 9. 8送検
(有) 盛南輸送	岩手県紫波郡矢巾町	H29. 10. 17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	重量100kg以上の荷を貨物自動車に積み込む作業において作業指揮者を定めていなかったもの	H29. 10. 17送検
(株) d o o r s	岩手県盛岡市	H30. 1. 19	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第636条	高さ2 m以上で墜落防止措置が必要な作業において、関係請負人との連絡調整を行わなかったもの	H30. 1. 19送検
勝彦建築	岩手県滝沢市	H30. 1. 19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2 m以上で作業床を設けることが困難な作業において、墜落による危険防止措置を講じていなかったもの	H30. 1. 19送検
海成潜水土木（有）	岩手県大船渡市	H30. 2. 9	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	機体重量3 t以上の車両系建設機械の運転業務に無資格者を就労させたもの	H30. 2. 9送検